

平成 28 年 1 月 7 日

第 4 回化審法施行状況検討会 検討会後コメント

コメントを頂いた委員： 菅野委員・広瀬委員

- 第 3 回及び第 4 回検討会の議論を踏まえ、化学物質の審査・評価や情報伝達において、化学物質の構造の特定や同一性と類似性の確認を遅滞なく実施することが重要かつ、基本的に満たされるべき条件であると認識した。このため、事業者による新規化学物質の届出（少量新規も含む）や、一般化学物質・優先評価化学物質等の製造輸入量・用途の届出に際して、化学物質の同定を行うための情報として、事業者には、**SMILES** 或いはそれに代わる記法による化学物質の構造に関するデータの提出をしていただくと同時に、審査当局側にも収集したデータを迅速且つ効率的に評価できるシステムを構築することが必要であると考えます。